

荒尾商工会議所「荒尾のごちそうおもちかえる計画」規約

第1条(目的)

コロナウイルス感染予防の影響で売上が減少する荒尾市内飲食店の販売促進を支援する。

第2条(内容)

荒尾のごちそう おもちかえる計画(あらおスマイルDELI)サイトを立上げ荒尾市内飲食店でテイクアウト事業に取り組む事業所を登録し、広く一般消費者への周知を図る。

第3条(対象登録店)

原則として荒尾市内に所在する飲食店でテイクアウトに取り組む店舗を対象とする。

但しナショナルチェーン(フランチャイズを含む)は含まないものとする。

またナショナルチェーン(フランチャイズを含む)以外で荒尾飲食店組合及び当所に所属する店舗に関しては、地元密着型チェーンとみなし登録を認めることとする。尚この事業期間中のみの新規会員加入は不可とする。

第4条(登録料)

登録料は無料とする。

第5条(更新料)

登録後の掲載内容の変更については荒尾商工会議所会員については無料とする。

但し非会員については初回登録以降の更新(簡易な更新は除く)につき1回1,000円を徴収する。

第6条(一般消費者からの商品注文)

当所では一般消費者からの注文は直接受けないものとする。

第7条(掲載期間)

本サイトの掲載期間については、事業終了を以って期間終了とする。

第8条(免責事項)

利用者から当所に依頼されたコンテンツの掲載内容に関する全責任は利用者に帰属し、当所はいかなる責任も負わないものとする。

また、レンタルサーバやアプリケーションの不具合等によって利用者に損害が発生した場合も、いかなる責任も負わない。第三者から当所に対して、掲載内容に関する損害賠償その他のクレームがあった場合には、利用者が自己の責任と負担において対応するものとする。本サービスで提供されたホームページ・ブログ等は、全ての環境下で正常に動作することを保証するものではないことを、利用者は承諾するものとする。

第9条(損害賠償)

本サイトの運営期間中及び終了又は停止(中止)した場合の損害については、当所ではその責任を負わないものとする。

第10条(協議事項)

本規約に定めのない事項及び利用契約に関して利用者と当所の間で問題が生じた場合には、利用者と当所で誠意をもって協議するものとする。

(付 則)

本規約は、令和2年4月14日から施行する。

本規約は、令和2年4月21日から施行する。

本規約は、令和2年4月30日から施行する。

本規則は、令和2年6月22日から施行する。